

昭和二十六年一月十一日受領  
答 弁 第 四 七 号

(質問の 四七)

内閣衆質第四七号

昭和二十六年一月十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員横田甚太郎君提出米の中間経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出米の中間経費に関する質問に対する答弁書

二十六年一月より適用される主要食糧の消費者価格は、二十五年産と二十六年産(予想価格)の各々を原価計算して算出されたものをプールして決定されたものであつて、米の生産者価格石当五、五二九円と新消費者価格との差額は直ちに中間経費とならない。その構成中間経費は次の通りである。

	昭和二十五年産米	昭和二十六年産米
一 生産者価格(包装込)	五、五二九・〇〇円	六、一〇一・〇〇円
等級間格差	(一) 四八・六〇	(一) 四八・六〇
早場米奨励金	二二四・二九	一〇〇・〇〇
超過供出奨励金	九八・二二	—
追加拂金額	一四五・六九	—
小計	五、九三八・六一	六、一五二・四〇

二 価格調整予備費	—	八五・五〇
三 食糧会計経費		
事業費	四一〇・三三	四一〇・三二
人件費・事務費	九七・八〇	九七・八〇
小計	五〇八・一三	五〇八・一二
四 配給経費	四二五・三〇	四二五・二五
五 欠減	一三四・七〇	一四〇・八五
合計	七、〇〇六・七四	七、三二二・一二
精米一〇キログラム	四九九・二七	五二一・〇二

本価格を構成する中間経費については、現状において思いきつて節減を行ったものであるが、経済事情が許す限り将来とも節減に努力したい。しかしながら、経済事情の今後の推移は、かえって諸経費の増大が

懸念されるのである。

右答弁する。